

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減の見直し～

■均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減にかかる所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成 26 年度	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (24 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数)

↓

平成 27 年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (26 万円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (47 万円 × 世帯の被保険者数)

■今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成 27 年度	前年度比
	前年度	新			
193 万円	2 割	5 割	5 割	46,700 円	15,500 円減
194 万円	2 割	5 割	5 割	47,300 円	15,400 円減
214 万円	—	2 割	—	105,300 円	10,300 円減
215 万円	—	2 割	—	106,400 円	10,200 円減

●夫婦二人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成 27 年度	前年度比
		前年度	新			
218 万円	夫妻	2 割	5 割	—	94,100 円	15,400 円減
220 万円	夫妻	2 割	5 割	—	25,700 円	15,400 円減
259 万円	夫妻	—	2 割	—	96,200 円	15,400 円減
262 万円	夫妻	—	2 割	—	25,700 円	15,400 円減
					152,600 円	10,300 円減
					41,100 円	10,300 円減
					155,800 円	10,300 円減
					41,100 円	10,300 円減

保険料の計算方法(平成 27 年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 51,472 円 (一人当たりの額)	+	所得割(被保険者の所得に応じた額) (所得 - 33 万円) × 10.52% (所得 = 平成 26 年中)	=	1 年間の保険料 【限度額 57 万円】 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------------	---	--	---	---

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成 27 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

身体障害者・知的障害者相談員へ ご相談ください

町は、身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱しています。

身体障害者・知的障害者相談員は、身体障がい者の地域活動の推進、知的障がい者の養育、生活などに関する相談などをお受けしています。個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

■知的障害者相談員 ■身体障害者相談員



馬場 穂波 洋子さん
☎ 47-3265



武田 緑丘 和伸さん
☎ 47-4160

水道メーター検針業務委託業者のお知らせ

町では、上下水道料金の算定のために毎月水道メーター検針業務を実施しています。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、水道メーター検針業務を(有)訓子府美装サービスに委託しています。毎月皆さんの自宅の壁などに設置されていますメーター受信機で検針を行っていますので、受信機の前にはなるべく物などを置かないようにお願いします。

委託検針従事者は、顔写真入りの「受託者証明書」を携帯しています。

■(有)訓子府美装サービス (穂波69 ☎ 47-4472)



田中 莉々子さん



田中 寿さん

子宮頸がん予防接種

○対象者

- ① 中学 1 年生の女子 (平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日生)
- ② 中学 2 年生から高校 1 年生相当の女子 (平成 11 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日生) で他町からの転入者や今まで病気などで接種できなかった方

○ワクチンの種類

サーバリックス、ガーダシルの 2 種類のワクチンから保護者が選択できます

○とき

- ・サーバリックス = 6 月、7 月、12 月 (合計 3 回接種が必要です)
- ・ガーダシル = 6 月、8 月、12 月 (合計 3 回接種が必要です)

○ところ 訓子府クリニック

○料金 無料

○その他 現在、積極的な勧奨を再開していませんが、接種を希望する方は、5 月 8 日(金)までに福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番) にご連絡ください。
※対象が①の中学 1 年生女子については、後日個別通知を行います。

脳ドック受診経費を助成します

国民健康保険 (国保) および後期高齢者医療制度では、被保険者の健康の保持増進並びに疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るために、医療機関が実施する脳ドックの受診経費の助成を行っています。受診前に申請が必要ですので福祉保健課へお問い合わせください。

■対象者

- 国保 国保加入者で受診日現在の年齢が満 20 歳以上の方
- 後期高齢者 後期高齢者医療被保険者の方

■対象ドック

道内の医療機関および専門機関において実施している脳ドック

■助成額

- 国保 脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし検査料金が 4 万円以上の場合の助成額は 2 万円が限度
- 後期高齢者 脳ドックの検査料金の全額
- 申込方法 脳ドック受診申込書を提出し、助成対象者としての決定を受けることが必要です。印鑑をご持参のうえお申し込みください。
- 申込先 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)